貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	北海総合物流株式会社（法人番号８４３００００２０２４２９３）代表者小林幸男	北海道札幌市手稲区新発寒７条７丁目２番１号	苫小牧営業所	北海道苫小牧市字柏原６番２０７号	R6.9.19	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項　他１件	令和６年６月２４日及び令和６年９月３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第７条第５項）、（２）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）	０	０
2	株式会社大翔運輸（法人番号９１８００００１１５１４３）　代表者大平孝	愛知県名古屋市港区神宮寺１丁目２０８番地	北海道営業所	北海道苫小牧市澄川町４丁目２番２０号	R6.9.20	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第５号他３件	令和６年７月１２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第５号）、（２）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（３）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（４）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	０	０
	以下余白									